

第 1 1 回 軽米町議会定例会

令和 6 年 9 月 6 日 (金)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

8 番 茶 屋 隆 議員

5 番 江 刺 家 静 子 議員

日程第 2 議案第 1 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	江刺家雅弘君
総務課	長	日山一則君
政策推進課	長	野中孝博君
政策推進課	主幹	鶴飼義信君
会計管理者兼税務会計課	長	寺地隆之君
町民生活課	長	鶴飼靖紀君
健康福祉課	長	竹澤泰司君
健康福祉課	主幹	日向安子君
産業振興課	長	小笠原隆人君
産業振興課	主幹	輪達隆志君
地域整備課	長	神久保恵蔵君
水道事業所	長	神久保恵蔵君
教育委員会	教育長	小林昌治君
教育委員会事務局	教育次長	古舘寿徳君
教育委員会事務局	主幹	輪達ひろか君
選挙管理委員会	事務局長	日山一則君
農業委員会	会長	山田一夫君
農業委員会事務局	長	小笠原隆人君
監査委員	員	西山隆介君
監査委員事務局	長	関向孝行君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	関向孝行君
-------	---	-------

議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎発言の訂正

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、当局から、9月4日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の訂正をしたい申出がありました。これを許可します。

副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） 議長の許可をいただきましたので、この間の答弁の中で私、誤った答弁をいたしましたので、訂正させていただきたいと思います。

トコから、こども食堂に係る食材の調理場所につきまして、保健所の許可等が必要なため、別な場所で調理しているというような形で答弁申し上げました。よく調べたところ、厚生労働省が平成30年6月に出した通知の中で、こども食堂の活動に関する連携協定の推進及びこども食堂の運営上留意すべき事項の周知についてという通達がございまして、その中で衛生管理のポイントをきちんと守れば、各保健所の営業許可届出は不要とするというふうな通達が出されていたそうです。ただ、今年4月から、あそこは井戸水だったということで町水道等を利用していると。4月からは現在の場所で食材を調理して提供しているということでございますので、すみませんけれども、誤った答弁をいたしましたので、その点については訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 次に、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって8番、茶屋隆君、5番、江刺家静子君の2人となります。

次に、本日付で町長から議案1件の追加提出がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案1件の取扱いについては、9月4日本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上により、追加議案の付託区分表は配布してございますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

- 議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
質問通告に基づき、順番に発言を許します。
-

◇8番 茶屋 隆 議員

- 議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

- 8番（茶屋 隆君） おはようございます。8番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました町の遊休資産の今後の活用について、2点お伺いします。

まず1点目、旧軽米中央公民館は今後どのように活用されるのか、また取り壊すのか、お伺いします。もし活用するにしても、耐震性に問題があり、用途は限られると思いますが、どのようにお考えかお伺いします。よろしくお願ひします。

- 議長（松浦満雄君） 茶屋君、通告していたもの、もう一点言わないと質問の回数がなくなりますけれども。
ちょっと休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時05分 再開

- 議長（松浦満雄君） 再開します。
茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

- 8番（茶屋 隆君） 大変申し訳ありません。それでは、2点目、いちい荘の跡地の利用は現時点でどのように考えているのか。いちい荘の跡地は、土地も広く、場所的には若者住宅団地としては最適と思いますが、そのような考えはないのかお伺いします。

町長の6期目の公約、若者定住対策の推進に、若者世代用住宅建設・宅地の分譲があります。6期目の半分、2年が過ぎようとしています。そろそろ形が見えてきてもいい頃ではないかと思いますが、どのように進められているのかお伺いします。
議長。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前 10 時 06 分 休憩

午前 10 時 06 分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の町の遊休資産の今後の活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の旧軽米中央公民館は今後どのように活用されるのか、また取り壊すのかについてお答えいたします。旧軽米中央公民館、旧図書館については、施設の老朽化が進んでいること、今後の維持管理経費、安全面などの懸念もあり、多くの町民の意見を踏まえ、かるまい文化交流センターとして建て替えたものであります。

建て替え後の旧施設については、その機能が新設されたことから、基本的には解体する方向となると考えておりますが、活用するためには安全性や老朽化に伴う改修の必要性、維持管理費が発生することから、慎重な議論が必要だと考えております。

今後は、旧施設を解体して新たな活用策を検討するのか、旧軽米中央公民館のみならず旧図書館、旧生活文化博物館、公衆トイレなど、それぞれの施設ごとに保存や活用していくのか等について、公共施設の管理計画の中で議論してまいりたいと考えております。

2点目の旧いちい荘跡地の利用についてどのように考えているのかという質問でありますけれども、若者定住対策については、町が重点的に取り組むべき事業として各課横断のプロジェクト事業に位置づけることとし、本年7月に若者定住促進プロジェクトを立ち上げたところであります。

プロジェクトでは、町有地の遊休地の現状、既存住宅の改修支援、若者自らが住宅整備する場合の支援、賃貸借住宅の充実、民間住宅の活用、空き家住宅の活用、省エネ住宅、省エネ家電の導入支援など多方面から検討し、限りある財源の中で町にとってどのような方法が効果的であるかなどを見極めながら制度設計を進めてまいりたいと考えております。展開可能な施設から順次実行に移してまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、茶屋議員からご提案のあった旧いちい荘跡地については、遊休地の一つであることから、若者定住のための住宅整備も含め、有効な活用策について考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

旧軽米中央公民館ですけれども、旧軽米中央公民館を倉庫または物置として使用することを前提に質問させていただきます。今、町内各山車団では秋祭りの山車の備品、大太鼓、小太鼓、はんでん、その他山車の飾りつけに必要な小物類の置き場所、管理する場所に不自由しているとお聞きしています。というのは、各山車団の備品は現在山車小屋の中の山車の台車の上とか、各山車団の地区公民館等で保管していますが、最近は町内会の集会等も高齢者が多くなり、直接床に座れない方も多くなり、テーブル、椅子を用意しており、置き場所が非常に狭くなり不便を感じています。

そこで、旧軽米中央公民館のホールを利用させていただければ助かると思いますが、いかがでしょうか。今、秋祭りの山車団は6団体で、ホールであれば全部使わなくても、一部を仕切るだけで備品等の置き場所として使用できると思います。また、今後は各行政区それぞれ自主防災組織を立ち上げれば、活動のための備品を置く場所にも使えると思いますが、いかがでしょうか。

2点目の若者住宅の件についての再質問です。若者世代用住宅の建設用地の候補地は、いちい荘跡地、青少年ホームの跡地、軽米高校の寮の跡地、上新町、下新町の町営住宅の跡地と、若者定住促進プロジェクトを立ち上げた途端に候補地が多く上がり、建設に向けては大変喜ばしいことだと思います。今後は、しっかりとした目的、目標を立て、進めてほしいと思います。政策推進課が中心となって、各課横断のプロジェクトとして取り組むと思います。その中でやはり住民の意見、特に若者世代の考えを取り入れていただきたいと思います。そういったことが少なからず将来の若者定住へ少しでもつながるのではないのでしょうか。せっかく立ち上げた若者会議も年に1回だけではなく、何回か開催し、若い人たちの考えを町政へ反映させてはいかがでしょうか。

建設場所の候補地は、幸いにいたしまして何か所かあります。あとは、どういった形で、どういったものをいつ建てるかだけです。建設に関しては、若者定住推進プロジェクトチームが現状の支援策、課題等を整理しながら効果的な施策を早急に検討し、町長があとはいつ建てるか決断するだけです。町長の考えをお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 旧軽米中央公民館のですね、活用、ご提案いただきました。各地

区山車団の備品、それからまた自主防災の備品等の収納とご提案いただきましたけれども、これもいろんなその山車団等の皆さんから様々お聞きいたしながら、現在のそのまま残して使うのか。例えば使うにしても、やはり中のいろんな改修必要でしょうから、安全面、様々な面での改修にどれくらいかかるのか、そしてまた仮に撤去してまた新しいものを造るとしたらどうなのかとか、その点もいろいろ検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、若者定住住宅も今、プロジェクト立ち上げながら検討している途中でございますので、ただいまいただいたご提言も参考にしながら、また協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） それでは、3回目で最後ですね。答弁ありがとうございました。

今、軽米町では災害のときに特に必要な防災用品をどのような形で、どこで管理・保管されているのか。災害時に避難場所等で使う非常備蓄品、中でも非常用食品、飲料水としては1人、1日に3リットルが必要とされています。缶詰やレトルト食品、御飯、おかず、アルファ米、インスタント食品等、また燃料として卓上コンロ、ガスボンベ等、また生活用品として毛布、寝袋、洗面用具ということで、鍋、やかん、バケツ等、そのほかにもいろいろあると思いますが、そういった災害時の避難場所用の非常備蓄品をどのような形で管理され、備蓄しているのか。恐らく役場庁舎内の一画または廃校になった学校の校舎、体育館の一部を利用して保管されていると思いますが、それらを災害のときにどのように使用するのか。恐らく役場職員のほとんどの方が携わったことがないと思いますし、私たち町民もどこに何を保管しているのか、全く分かりません。

防災士の教本には、こういうふうなものが載っています。防災倉庫に厳重に鍵をかけ、災害時以外は使用させないように管理しているケースも散見されるが、ふだんから使っていないものを災害時に使いこなせるとは思えない。自主防災組織で備えている防災用品は、お祭りや盆踊り、餅つきなど日常の地域活動で使うことで慣れておくことが大切であると記載されております。

町の防災用品、非常備蓄品も同じだと思います。そういったことを考えれば、例えばそういった非常備蓄品を最低限でも必要なものを旧軽米中央公民館で管理し、自主防災組織の物置として利用させていただければ、ふだんからそういったものを見ていれば、今後の災害のときに少しでも行政、町民が協力できると思います。今後は各行政区で自主防災組織を立ち上げれば、そういった意味でも避難訓練、避難所の立ち上げ等防災活動が少しでもスムーズにできるのではないのでしょうか。今後

は想定外の大きな災害が多発すると考えられます。そういったことに備えるために、今から少しずつ準備・訓練が必要と思いますが、町長の考えをお伺いします。

もう一点目のほうの最後の質問です。若者定住住宅に関しては、ちょっと他市町村の事例をお知らせいたします。九戸村では、若者向けの住宅は二十数棟、それも1か所でなく分散して建てられているということです。家賃は、当初入れば4万円、第1子が生まれれば3万5,000円、第2子が生まれれば3万円、第3子が生まれれば2万円と、非常に安くなるということです。

また、洋野町では、何年か前になりますけれども、土地を分譲して、たしか30区画だったとっておりますけれども、現在は24区画ぐらいが分譲されて家を建てているということですが、坪単価が、ちょっとこれははっきりしていませんが、2万5,000円ぐらいで100坪でも250万というふうに非常に安いということです。そして、50歳未満の世帯は75%割引、町外から転入の場合は50%割引、さらに18歳未満の子供がいると1人につき10%の割引ということなそうです。

あと、青森県の新郷村では、七、八年前だったと思いますけれども、私も前に一般質問したことがございましたけれども、20戸ぐらいが建てられているということです。世帯主が45歳未満で新たに移住する夫婦または家族は家賃3万5,000円、18歳未満の子がいる場合は1人当たり5,000円の減額、入居準備金20万円の支給、そして一番いいと思ったのは、そこに入居して20年間住めば建物を無償で譲渡するという好条件でやっているということです。

入居の条件、内容等につきましては、若者定住促進プロジェクトチームが今後進めるわけですが、若い人たちがこれだったら軽米町に住みたいと思えるような入居の条件、内容にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いずれにいたしましても、若者定住に関しては思い切った施策を打ち出さないといけないと思います。最後に、若者世代住宅を、町長6期目の公約でもあります、任期中に建設されるのか、心強い決断をお聞きいたしまして、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 防災グッズの保管場所、現状は後でまた総務課長のほうからお知らせしたいと思います。

若者住宅に関しましては、今、様々近隣の市町村の状況等を教えていただきました。私も大変その辺は興味を持ちまして、近隣の市町村の取組、新郷村の取組とか、いろいろな取組は承知しております。そういった取組に負けないような、今遊休地もどんどん出ておりますので、そこを今プロジェクトチームの中には指示しながら

ら進めております。そういうことで、この6期の中でできるかどうか、何としても急速に一生懸命進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） ただいまの茶屋議員の質問にお答えいたします。

防災関係の備蓄資材等の保管ということでございますが、こちらにつきましては旧晴高小学校の校舎の空き教室を活用させていただきまして、そちらのほうに棚等を設置しまして、あらゆる必要資材を備蓄してございます。当然ながら電気関係であるとか、テントあるいは衛生用品、そういったものを常備しております。また、食品関係、水とかそういったものにつきましては、役場庁舎1階の職員玄関入り口のところに倉庫がございますが、そちらのほうに備蓄しているという状況がございます。

ご提言がございました旧軽米中央公民館の活用ということで、いろいろな意味で物置、そういった部分での活用はどうかというお話でございましたが、繰り返ししておるとおり、現在のところ今後の活用のほうがまだ明確にされておられませんし、安全面、そういった部分も考慮いたしまして、現在のところはちょっと検討には入ってございませんが、いずれ地域の自主防災組織、そちらにつきましても議員の方から今後取組を一層進めるようにと申出をいただいておりますので、そちらと調整を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8番（茶屋 隆君） ありがとうございます。

◇5番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 最初の質問は、改正農業基本法の町長の認識と農家の支援についてお伺いします。

今、テレビのニュースなんかでも、米が店頭から消え、米を買えないという悲鳴が上がっていますが、政府ではすぐに新米が取れるからとか、保存している米を放出するとか、そういう対策は取らないで、米は不足していないと言うばかりで、何の手も打っていません。私も、東京のほうの親戚から、米が何回買いに行ってもないのですよねということで、送ってやりました。その一方で、農家は離農する方が後を絶たず、あと何年米を作れるかという状況にあります。この事態は、国民の食

に責任を持たない長年の政府の責任ではないでしょうか。

8月14日、岸田首相は退陣を表明しました。しかし、幾ら看板を替えても食と農の危機を打開する政権に替わるわけではありません。今、米不足への国民の怒りと、私たちが米の増産をはじめ食料自給率の向上、多様な担い手が生産を続けられる農政に変えていくチャンスでもあると考えます。

山本町長は、軽米町の基幹産業は農業であると、何回もおっしゃっています。これまでの農業基本法は、食料自給率を上げていくということだったのですが、食料自給率の減少、農地の減少、耕作放棄地の急増、農業従事者の減少と高齢化の進行、中山間地の過疎化の進行などを引き起こしてきました。

農業が基幹産業である軽米町に改正農業基本法がどのような変化をもたらしていくのか、町長の認識をお伺いいたします。

2つ目、農家を取り巻く状況は依然として厳しく、米価が生産費に及ばない状況や酪農畜産農家に経営の厳しさが表れています。町の支援が必要ではないでしょうか。

3点目、食料の自給・増産の取組を大学の農学部などと連携して遊休農地の活用をしていくことはできないか。

4点目、軽米町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンについてお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の改正農業基本法の町長の認識と農家支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の改正農業基本法の認識についてのご質問でございますが、食料・農業・農村基本法制定、これは1999年でございますが、その後四半世紀が経過し、国内外の様々な情勢の変化に対応するため、今までの基本法の基本理念等の見直しを行い、本年6月に法律の一部改正が施行されております。

基本理念は今後20年の変化を見据えてのもので、基本理念の1つ目の「食料の安定供給の確保」については、「食料の安全保障の確保」に改め、食料の安定的な供給について国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない旨を規定しております。

2つ目に、「環境と調和の取れた食料システムの確立」を新たな基本理念として掲げ、食料システムについては食料の供給段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより環境との調和が図られなければならない旨を規定しております。

3つ目の「農業の持続的な発展」については、生産性の向上・付加価値の向上に

より農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記しております。

4つ目、「農村の振興」については、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記しております。

近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、国内の人口減少に伴う国内市場の縮小、その他食料・農業・農村をめぐる諸情勢の変化に対応するための改正であります。

町としても、この基本法改正を踏まえ、関係機関と一体となって諸施策に対応していきたいと考えております。

2点目の米価が生産費に及ばない状況や酪農畜産農家に厳しさが表れている、町の支援が必要ではないかの質問にお答えいたします。

初めに、米価が生産費に及ばない状況についてであります。米価の推移は当町の主力品目「いわてっこ」JA取扱分30キロ当たりとなりますが、米余り事情により平成26年産が3,894円の底値を記録しております。翌年産以降は持ち直しましたが、令和元年産の6,734円をピークに下落が続き、令和3年産の4,978円まで下落し、以降、令和4年産5,020円、令和5年産、概算金で5,500円と、最近は令和3年産と比較して上昇傾向にあります。

一方、生産費の推移については農林水産統計数値の物財費で比較しますと、平成28年産から令和3年産までは7万8,000円程度のほぼ横ばいでの推移でしたが、令和4年産は7万9,000円を超える水準まで上昇しております。その他の労働費分は年々減少し、令和4年産は3万3,000円台半ばとなっております。統計数値上の生産費では労働費を加えると赤字、労働費を除くと若干の黒字という試算ができます。

これまでの米価等への生産費に対する町の助成については、令和3年度に地方創生臨時交付金を財源とし、主食用米生産緊急対策支援事業により主食用米生産者への支援を実施しております。

当町のような中山間地では、水田圃場も決して広くなく、点在する事情等から、生産費はかさむ傾向にあります。加えて、ロシアのウクライナ侵攻による影響等から様々な資材が高騰している状況は、いつまで続くか見通しがつかない状況です。町単独による米生産者に対する助成については、需要と供給のバランスにより米価が決定される事情等を考慮すると難しいものと考えております。

次の酪農畜産農家に厳しさが表れている、町の支援が必要ではないかについてあります。酪農の乳価については過去2年ほど上昇傾向にあり、安定しております。

また、黒毛和種の子牛価格は、令和元年12月の平均価格の75万1,088円をピークに低下しており、令和6年7月から平均価格は46万5,660円となっており、昨年度当初から現在まで生産者補給金が発動され、交付されている状況で

あります。飼料代・燃料費等の経費は上昇後、高止まりしており、経営は依然厳しさを増しております。

支援については、他の産業との均衡を考慮し、緊急的なものについては検討しておりますが、今後もその動向を注視し、検討を重ねてまいりたいと考えております。

3点目の食料の自給・増産の取組を大学と連携して遊休農地の利用はできないかの質問にお答えいたします。牧草等の粗飼料については、ほぼ100%自給できております。町営牧野の放牧による余剰分の牧草についても、低価格で町内の任意団体に販売し、町内で流通しております。

大学と連携して遊休農地を利用できないかのご質問ですが、本年7月、岩手大学農学部で研究センターを設置し、新規畜産飼料の開発、家畜飼養に関する技術革新に取り組む活動を展開するという情報は伺っております。活動の内容として市町村の遊休農地の利用につながるものかどうかを含めて検討してまいりたいと考えております。

遊休農地については、今後策定される地域計画の目標地図により地域の担い手へ農地の集積・集約化を強く推進することで、新たな遊休農地の発生防止につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の軽米町農業再生協議会水田収益力強化ビジョンについてのご質問にお答えいたします。軽米町農業再生協議会は、町・農協・農業共済組合・農業委員会・土地改良区・町内生産出荷団体・町認定農業者振興会等を構成員とし、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策等の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を目的として、平成16年に設立しております。

ご質問の水田収益力強化ビジョンとは、経営所得安定対策に係るもので、地域の水田における作物ごとの取組方針、作付予定面積、産地交付金の活用方法等を明らかにし、地域で共有することで地域の特色ある産地づくりに向けた取組を推進するために策定するものであります。

町では、東北農政局の審査を経て策定し、町のホームページで公表しています。飼料用米を転換作物の中心として位置づけ、給餌した家畜の堆肥を水田に還元するなど、環境に優しい資源循環型農業とスマート農業を活用した低コスト生産を推進することとしたビジョンでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。今、ウクライナやイスラエルなど

のいろんな世界情勢の変化によって、この食料の自給率というのはすごく大事だと思うのですが、今回の農業の憲法とも言われる改正農業基本法は、前は食料の自給率上昇を目指すというようなことがあったのですが、今回はそのことが基本法の中になくなっているというようなことを聞きました。日本は島国でありますので、本当に何かあったときに外国に国境を越えて逃げていくということもできないのですが、やっぱり一番大事なのは食料の自給だと思います。

今年、東京のほうで米が不足だということで騒がれましたけれども、食料の自給については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も、自給率を高めていくということは非常に大事だと思っております。現状で言えば40%を切って38%、39%で推移しておりますけれども、これはやっぱり先進国では非常に低い状況でありますので、今後はこの自給率を高めていくということは大変大事なことだと思っております。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。私もちょっと準備不足で、食料の自給率の部分については町長も大事だということをおっしゃっていましたので、せめて主食の米だけでも間に合うように、また今年は米価が上がると言われております。ですから、そういうことについても、軽米町は農業が基幹産業の町ですので、ぜひともその政策について力を入れていただきたいと思っております。

では、2つ目の質問に入ります。マイナ保険証についてお伺いします。

現行の健康保険証の廃止が12月2日に迫っています。現行の保険証が廃止されると、原則5年ごとに更新手続をするマイナ保険証か資格確認書での受診が余儀なくされます。マイナンバーカードを持っている方々は5年ごとに更新しなければならないというのも、知らない方も結構いらっしゃるのではないかなと思います。カードはずっと使えるわけではないのですね。既に医療現場、病院の窓口などでは、マイナ保険証での患者の本人確認ができないトラブルが続出しているということです。私も町内の医院に行ったときに、「これはここにカードを入れて暗証番号やればいいですか」と聞いたら、「はい、そうです」、「暗証番号忘れたらどうしますか」と聞いたら、「顔認証」と言って、「でも顔認証ってなかなかうまくいかないのですよ」と病院の窓口の職員の方がおっしゃっていました。

マイナンバーカードは、任意の取得、取っても、取らなくてもいいということが原則でした。しかし、保険証がなければ保険診療を受けられないこととなります。強制的にマイナンバーカードを作らなければならなくなります。事務的負担も重い

のではないかと。また、今当町は、あと3か月弱に迫りましたけれども、どのような状況で準備を進めているかお伺いします。

1つは、国保加入者のひもづけ不一致者の状況です。レセプトが2か月遅れで役場に届きますけれども、それで何か確認するというようなことは聞いておりますが、このことはどうなのでしょう。

それから2つ目、国保加入者のマイナ保険証の利用登録率はどのくらいでしょうか。

3つ目、マイナ保険証の利用登録者の有効期限や電子証明書の失効時期を把握しているのでしょうか。

4つ目、マイナ保険証に利用登録がない方に資格確認書を送付することになっていますが、その対応についてお伺いします。

5つ目、システム稼働の進捗と財政負担の状況はどうでしょうか。これもやはり100%国から来るのではなくて、保険者が軽米町なので財政の負担も出てくると思います。お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のマイナ保険証についてのご質問にお答えいたします。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について施行期日を本年12月2日とする政令が公布され、現行の健康保険証の発行については12月2日より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行されることとなりました。これに伴い、関係する国民健康保険条例の一部改正について、本定例会へ提案させていただいたところでございます。

マイナンバーカードの健康保険利用のメリットとしては、過去に処方された薬や特定健診等の医療情報を本人の同意により医師・歯科医師・薬剤師に提供が可能となり、よりよい医療が受けられます。

また、限度額認定証を申請することなく、申請に必要な情報を提供することに同意することにより、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

このほか、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできるなどのメリットがあります。

1点目の国保加入者のひもづけ不一致者の状況についてのご質問ですが、町ではこれまで確認されておられません。

2点目の国保加入者のマイナ保険証の利用登録率については、令和6年7月現在で61.5%となっております。

3点目のマイナ保険証の利用登録者の有効期限や電子証明書の失効時期を把握しているかについてのご質問でございますが、マイナンバーカードに格納されている

電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までとなっており、町ではマイナンバーカード取得者の電子証明書有効期限について把握しております。この有効期限が過ぎると、健康保険証としての利用ができなくなるほか、電子証明書を必要とするサービスが利用できなくなるため、有効期限の3か月ほど前に電子証明書の有効期限通知書を送付し、更新いただくよう案内しております。

今後につきましても、健康保険証利用等ができなくなるように、有効期限内に窓口で更新手続を行っていただくよう周知徹底してまいります。

4点目のマイナ保険証の利用登録がない方への資格確認書送付についてのご質問にお答えいたします。12月2日の廃止時点で発行済みの健康保険証は、経過措置により廃止日から最長1年間は引き続き使用することが可能となります。ただし、その1年よりも前に健康保険証の有効期限が到来する場合は、使用できるのはその有効期限までとなります。

本年8月1日に発行しております国保加入者及び後期高齢者医療被保険者の保険証の有効期限は令和7年7月31日となっておりますので、マイナ保険証未登録者の方につきましては、有効期限満了日までに資格確認書の送付を行ってまいります。

また、窓口での手続の際にはマイナンバーカードの有無とマイナ保険証の登録の有無について確認を徹底し、資格確認書の交付を行ってまいります。

5点目のシステム稼働進捗と財政負担状況についての質問ですが、令和2年度より国民健康保険業務につきましては国保中央会が開発した事務処理標準システムにより事務を行っていることから、制度改正等に対するシステム改修についても国保中央会が対応しており、それに伴う財政負担はございません。

また、後期高齢者医療業務につきましても、岩手県後期高齢者医療広域連合が対応しており、町の財政負担はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。医療情報、投薬とか診察の状況が即分かるということでしたけれども、何か聞くところによると、各市町村にレセプトが送られてきた時点で確認できるということだったのですが、それは即になったのでしょうか。今までだと、お薬手帳があって、見せると、ああ、この人はどこかの医療機関でこの薬をもらったのだなというのが分かるのですけれども、2か月もたってからではちょっとあまり役に立たないのではないかなと思います。医療情報が得られるということでした。

それから、マイナンバーカードを紛失した場合、これは本当に高齢者も多いので、保険証が今まで身分証明書の代わりだったのですが、マイナンバーカードが一本化

されたから確認をできるものがなくて、今はカードを申請して、すぐその場で取れるのでしょうか。前は新しいカードを発行するまでに一、二か月かかるということでしたが、そのことについてはどうでしょうか。

また、介護の現場なんかでは、本当に自分の意思を確認できないというか、自分で自分の状況を話すことができない方や、マイナンバーカードを作りますか、暗証番号は何にしますか、そういうことになって、顔認証とか、暗証番号の管理については問題がないのでしょうか。

それから、子供さんたちが修学旅行とかそういうときに、今でもマル学の保険証を持って行くと思うのですが、何かこれがカードになった場合はどうなるのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

〔町民生活課長 鶴飼靖紀君登壇〕

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

レセプトが2か月遅れでどう感じるのかとの質問でございますが、全国の国保連で審査を行い2か月たってから来るものですから、申し訳ございませんが、国保連の審査を経て来るものだと感じておりますので、2か月は仕方ないのかなというふうに思っております。

あと、医療情報につきまして確認できるものがないということでございますが、今現在、軽米町のマイナンバーカードの申請率は90.4%と9割を超え、12月2日からの被保険者証廃止に向け、さらにマイナンバーカードの申請率及びマイナ保険証の登録率が向上してくるものと考えております。

マイナ保険証の制度につきまして周知を図りまして、混乱のないように進めてまいりたいと思っております。

あと、マイナンバーカードの申請につきましては、現在代理人が申請するなど条件が緩和されておりますので、それぞれにつきましては町民生活課のほうにご相談いただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。あと5年後になったら、私は役場に足を運べるのかなと思ったりしますけれども、代理人が申請ができるということでした。施設なんかは代理人ということをしているのでしょうか。

あと、保険証をその行った都度、窓口でマイナンバーカードを出すということで、例えば医療機関はマイナンバーカードを確認するその機械ですね、それが今までだと1か月に1回保険証を見せればよかったのですが、行くたびにそれをやって暗証

番号をやるということになるということで、医療機関も大変ではないかなと思っています。これまでは医療機関のほうでは何か問題は発生していないでしょうか。

軽米町はマイナンバーカードを作っている方が90.4%ということです。多分動ける人はほとんどというか、多くの方が作っていると思われま

す。それから、町の負担はないということでしたけれども、多分このことによって結構時間外勤務とかはやっていないでしょうか。そういうときのものも国が負担してくれるのでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

〔町民生活課長 鶴飼靖紀君登壇〕

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

医療機関で毎回マイナ保険証を差し込まなければならないというふうなことでございますが、より正確な保険者の情報を確認するというので医療機関でも大切なことだと思いますので、毎回のマイナ保険証提示は必要なことだと感じております。

また、町の負担等、あと時間外勤務等がないのかというご質問でございますが、マイナ保険証に関しての時間外勤務は今のところないものだと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。資格確認書のことについてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

○5番（江刺家静子君） 案内板の設置についてお伺いします。

軽米町に向かって二戸から来て猿越峠のところを越えたところに、花と緑が美しい町だか何か案内板が立っているのですが、それが例えば九戸村との境、また青森県南郷との境などにも同じデザインのものがあります。今はほとんどが、立っているのですが、草ぼうぼうで、周りの木も大きくなって、ほとんどそれが何か見えなくなっているということで、何かそれを見たときに、軽米町って何か寂しい町だなと受け取られないかなと思って心配します。

あとそれから、ハートフル・スポーツランドのところの案内板なのですが、白い案内板あるのですが、町道岩崎外川目線の道路からハートフル・スポーツランド野球場に入るところに。あそこも、その後直していればあれなのですが、

本当にひらひらに全部日光によって壊れてしまって、大変、何か見にくいなと思います。軽米町って何かやっぱり、さっきも言ったのですけれども、よそから来た人があれを見れば、こういうふうな寂れた町かなと思ってしまうと思います。

それから、町道岩崎外川目線から軽米小学校、中学校へ入っていく案内板が軽米小学校、軽米中学校みたいになっているのですけれども、それを、私は軽米町の町民なのですが、それでもやっぱり見逃して通り過ぎてしまうということで、周りの木とか生い茂ってきて見にくかったりしますので、そういうものも整備したほうがいいのかと思います。

何か町でよく聞く話は、いやあ、ここ直してもらいたいと思うのですが、でも軽米町で、もう宇漢米館造っていっぱいお金使ったから駄目ですよねとかって言われます。そんなことはないかと思うのですが、そういうふうによそから来た人に思われなような、ちゃんとした看板を立ててほしいな、案内板を立ててほしいなと思います。

それから、4つ目ですけれども、バレーボールのアニメのファンの方々が町をよく訪れます。ある商店の方が言っていましたけれども、あの人たちはすごくマナーがいいねと、全然ごみ落としたり、散らかしたりしないと言っていました。体育館とか軽米中学校、軽米高校のほうに上がっていくときに、なかなか地図が細かいので、案内図をもらうのですけれども、分かりづらいということでした。もしもいろいろ著作権とか何かあるのであれば、例えばのぼり旗だったら、お金を出して買ったのだから別にいいのではないかなと思って、曲がり角、角にそこの方をお願いして、歓迎していますよというような意味でのぼりを立てるといのはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の案内板の設置や整備についてのご質問にお答えいたします。

案内板は、町民や訪問者に対して地域の情報を提供する役割を果たし、観光名所、公共施設、交通案内、歴史的な場所など、重要な情報を分かりやすく伝えることで利便性が向上するものと考えております。

町内に設置されている案内板につきましては、所管課において状況確認に努め、計画的に維持修繕等を行うとともに、老朽化の著しい危険なものについては撤去するなど対応しておりますが、江刺家議員ご指摘のとおり、一部については維持修繕がされず劣化しているものも見受けられる状況でございます。

より効果的な案内板の役割を果たすため、町内設置の案内板について調査を行い、設置場所の検討も含め維持修繕の検討を行ってまいりたいと考えております。また、

現状予算の中で対応可能なものについては早急に修繕等について対応してまいります。

なお、バレーのアニメファンを歓迎するのぼりの設置については、中村議員からのご質問でもお答えいたしました。漫画の公式舞台は別にあり、当町は漫画との公式な関係性がないこと、作者の出身地も非公表としていることなどから、町が表立って漫画や映画のタイトルを使った催しや情報発信等を行うことは著作権などの権利を侵害するおそれがある旨のご指摘を受けていることから、現時点では慎重な対応が必要な状況となっていることから、町が主体的に行うことは控えるべきだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） この質問の1から4までということで、これにはなかったのですが、軽米町民体育館への道を聞かれたときに、大型バスとかのときはどういうふうに案内したらいいのかなと思うのですが、それはどういうふうになりますでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開いたします。

副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

町民体育館への案内板ということでございます。例えば大きなイベントだとかそういう部分がある場合は、恐らく要所、要所にはこちらの道を進むと町民体育館ですよというような形でこれまでも設置したりして、大きなイベントについては。ただ、ふだんの町民体育館への案内板というのは、恐らく町内ではないかと考えております。その辺につきましては、担当課とか様々そういった協議をした上で、いずれ先ほどもご指摘いただいた看板の老朽化もある、一番の原因は何か草木が生えて見えなくなっているというようなことだったようですけれども、それについてはすぐ対応できるものだと考えておりますし、いずれ修繕だったり、新たに設置しなければならぬ看板等あるかと思っておりますので、その辺については早急に対応について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。ということは、体育館へ行きたいと言われたらどういうふうな案内をすればいいのですか。あそこのやっぱり町道岩崎外川目線のあるそこから入ってきて、下ってきてとか、そういう方法でしょうか。

あと、大きい荷物とかあって大きな運送業者の場合は、私は上のほうから、こっちから回るプールのところも、その荒町の角も曲がれないので、上のほうから下がってくればいいのかと思いますなんて言っていたのですが、やっぱりあっちですね。

それから、軽米小学校・中学校へのあれが小さいのですよね。自分が軽米町民だけれども、そこを通り過ぎる。あれは町道岩崎外川目線のほうから直角に入るのもう少し大きい看板でもいいのかなと思います。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

先ほどの質問は、大型車とかそういうふうなものが通れない、どういうふうにしたらいいのかということかと思うのですけれども、例えばそういった大型車とか入ってくる、そういった部分で本人が説明できないような場合は、役場のほうに連絡をするとか、役場から連絡をして、役場のほうから案内する方が行くだとか、そうそうそんなにそういった事案というのはないのかと思われますけれども、どういった方でも様々学校でも、体育館でも、どこからでも入っていきやすい、入れるような案内看板を設置できれば理想かなとは考えておりますけれども、その辺につきましても再度様々担当課等からもご意見をいただいて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 以上で一般質問を終了します。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第2、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて、教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

〔教育委員会事務局教育次長 古舘寿徳君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 議案第12号の提案理由についてご説明いたします。

議案第12号は、財産の取得に関し議決をお願いするものでございます。

軽米町学校給食共同調理場の備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産は、食器洗浄機及び食缶洗浄機一式であります。取得予定価格は1,936万円。取得の方法は、岩手県盛岡市みたけ5丁目7番16号、日本調理機株式会社東北支店盛岡営業所所長、下道正美から買い入れるものでございます。

今回の取得については、古くなった食器洗浄機及び食缶洗浄機の更新を図るためのものでございます。

なお、関係資料として仕様概要、入札結果表を議案に添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第12号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案1件については、特別委員会に付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案1件については、令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案1件については、特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時15分）